

隨時監査結果の公表について

令和 7 年 1 月 21 日

瑞穂町監査委員 村山 隆敏

同 小川 龍美

監査委員告示第 11 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき隨時監査を実施した結果を、別紙のとおり公表する。

1 監査の概要

(1)監査の実施期日

令和7年1月21日（火）

午前9時30分から午前11時38分まで

(2)監査の対象部課

福祉部 高齢者福祉課

(3)監査の対象事項

瑞穂町高齢者福祉センター改修工事について

2 監査の主眼及び方法

工事が設計図書及び仕様書に基づき、合理的かつ適正に行われているかを主眼として、関係書類の審査及び工事現場の実査並びに説明聴取を実施した。

3 監査の結果

当該工事に係る事務及び現場施工は、適正に執行されているものと認められた。